

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和4年度において
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2	1/2	
		県(起債)	市町負担金	
		A市	B市	C町

関係市町の負担割合は計画汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	63,637,770
近江八幡市	37,495,923
草津市	86,986,880
守山市	54,755,952
栗東市	48,666,870
甲賀市	42,165,746
野洲市	31,956,233
湖南市	26,965,933
東近江市	47,110,263
日野町	9,843,252
竜王町	8,240,863
計	457,825,685

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	232,482,494

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	202,608,994
長浜市	205,407,005
東近江市	16,074,854
米原市	46,907,850
愛荘町	42,354,222
豊郷町	12,947,664
甲良町	9,765,610
多賀町	12,563,623
計	548,629,822

○湖南中部処理区（守山栗東雨水幹線）

市町名	負担金額(円)
守山市	28,017,045
栗東市	25,552,832
計	53,569,877

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	307,257,704

4処理区合計

1,599,765,582 円

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和4年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

関係市町名	負担すべき金額(円)		
	既決額	増減額	計
大津市	310,842,121	△ 14,721,857	296,120,264
彦根市	211,090,895	△ 8,481,901	202,608,994
長浜市	214,006,041	△ 8,599,036	205,407,005
近江八幡市	41,474,467	△ 3,978,544	37,495,923
草津市	96,216,712	△ 9,229,832	86,986,880
守山市	98,923,232	△ 16,150,235	82,772,997
栗東市	88,814,375	△ 14,594,673	74,219,702
甲賀市	46,639,786	△ 4,474,040	42,165,746
野洲市	35,346,982	△ 3,390,749	31,956,233
湖南市	29,827,181	△ 2,861,248	26,965,933
高島市	325,161,750	△ 17,904,046	307,257,704
東近江市	68,856,748	△ 5,671,631	63,185,117
米原市	48,871,572	△ 1,963,722	46,907,850
日野町	10,887,680	△ 1,044,428	9,843,252
竜王町	9,115,268	△ 874,405	8,240,863
愛荘町	44,127,314	△ 1,773,092	42,354,222
豊郷町	13,489,697	△ 542,033	12,947,664
甲良町	10,174,433	△ 408,823	9,765,610
多賀町	13,089,579	△ 525,956	12,563,623
計	1,716,955,833	△ 117,190,251	1,599,765,582
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。			